

# 教 育 委 員 会 会 議 錄

平成28年8月24日（水）午後1時30分 開会  
午後1時58分 閉会

## 1 議事日程

別紙のとおり

## 2 出席した委員等

平松直巳教育長、佐藤元英委員、岩月慎自委員、松本真理子委員、則竹伸也委員  
廣美里委員

## 3 説明のため出席した職員

岡田信事務局長、後藤由紀夫次長兼管理部長、荻原哲哉学習教育部長  
永井勇一生涯学習スポーツ監、磯谷和明総合教育センター所長、山本雅夫総務課長  
橋本礼子教育企画課長、山崎穂高財務施設課長、横井英行教職員課長  
山崎眞澄福利課長、富田正美生涯学習課長、柴田悦己高等学校教育課長  
柵木智幸義務教育課長、吉田伸一特別支援教育課長  
靈池恵量保健体育スポーツ課長、野村均文化財保護室長、黒沢正行健康学習室長  
小林整次教職員課主幹、鈴村俊二教職員課主幹、浅野薰史義務教育課主幹  
平野晃生保健体育スポーツ課主幹、稻垣宏恭教育企画課課長補佐

## 4 前回会議録の承認

平松教育長が各委員に諮り、前回の会議録は承認された。

## 5 教育長報告

平松教育長が各委員に諮り、公立学校教員の懲戒処分については人事案件であるため、非公開にて報告を受けることとした。

公立学校教員の懲戒処分について

非公開において報告されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。

## 6 請願

請願第2号 教科書申請本閲覧事件に関する再調査を求める請願

平松教育長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(廣委員)

この請願は、教科書申請本閲覧事件に関し、県教育委員会からの調査依頼を受けて春日井市教育委員会が報告した回答に矛盾があったことから提出されたものだと思うが、文部科学省の調査依頼や請願が提出されるまでの経緯

について説明いただきたい。

(柵木義務教育課長)

文部科学省は、教科書採択の公正性・透明性が確保されているかどうかを確認するため、2月に都道府県教育委員会に調査を依頼した。

これを受け、県教育委員会は、春日井市教育委員会を含む該当市町村教育委員会に対し、会議の出席者への個別の聞き取り及び、採択に影響を与える立場に就いた者に対しては、発言内容を会議録等により調査することを依頼し、回答をとりまとめ、3月に文部科学省に報告したところである。

春日井市教育委員会は、会議の代表である校長に、委員である教員10名全員に聞き取り調査を行うよう指示したが、校長は数名の聞き取りのみ実施し、それを全員の出席と判断し、同市教育委員会にその旨の報告をした。

その後、請願者は県教育委員会から入手した資料のうち、春日井市の教員が関わっていたと予想された会議について、同市教育委員会に問合せをした。

その問合せを受け、同市教育委員会が再確認した中で、10名の出席と報告した部分について、実際には8名の出席であったことが分かった。そこで、同市教育委員会は、6月に県教育委員会に訂正の報告をし、併せて請願者にも同様の説明をしたと聞いている。

請願者は、このことなどから本調査全体の信頼性を疑い、本請願に至ったものと思われる。

(松本委員)

請願に至るまでの経緯については理解できたが、そもそも、文部科学省から依頼された調査はどのようなものだったのか。

(柵木義務教育課長)

文部科学省の調査は、教科書発行者による自己点検・検証結果の報告に基づき、検定本閲覧にかかる会議録等に参加したとされる教員等について、謝礼等の受け取り、教科書採択への関与による影響を確認するために、市町村教育委員会を通じて、当該教員等に個別の聞き取り及び必要に応じて会議録等の書類による調査を実施したものである。

謝礼を受け取っていない者についての調査は類型I、謝礼を受け取った者についての調査は類型IIに分けられるが、類型Iの名簿に整理された教員については、会議の開催日時とその内容、採択への関与の有無等について調査し、本人への一度の個別の聞き取り調査を実施している。

また、類型IIの名簿に整理された教員については、類型Iの調査に加えて、謝礼、交通費、飲食代等の金額、また、その返金の有無等、本人しか知り得ない情報について、複数回にわたる個別の聞き取り調査、また、教科書採択の委員等になった者は、個別の聞き取りに加え、会議録等の書類による調査も実施している。

(岩月委員)

本請願は、春日井市教育委員会からの報告に疑問があるということだが、県教育委員会事務局としては、同市教育委員会の報告をどう考えているのか。

また、春日井市以外の他の市町村教育委員会の報告については問題なかったのか。

(柵木義務教育課長)

春日井市の報告については、訂正された報告が届いている。確認したところ、出席した教員8名については謝礼を受け取っていないことから類型Iに整理され、検定本を見せられたものの、採択への関与は一切ないことを確認している。また、欠席した2名もその後に聞き取りを行い、教科書会社からの供与もなく、採択への関与も一切ないことを確認した。

春日井市を除く他の市町村教育委員会で、類型Iに整理された教員については、謝礼等を受け取っておらず、教科書採択への関与をしていなかつたことから、一度の聞き取りで終わっていたため、該当市町村教育委員会に対し、間違いなく本人への聞き取りをしたかどうか、春日井市のように代表に聞き取って終わりでなかつたかどうかを確かめたところ、間違いなく本人への聞き取りをし、採択への影響もなかつたと確認している。

また、類型IIに整理された教員等については、謝礼等の金額やその返金、教科書採択への関与など一人一人内容が異なるため、複数回にわたる本人への聞き取り及び会議録等の書類による調査も依頼しており、本人でなければ知り得ない内容であることを精査して確かめており、採択への影響もなかつたことも併せて確認している。

のことから、他の市町村教育委員会からの回答について問題はないと考えている。

(佐藤委員)

春日井市教育委員会からの訂正の報告があったこと、また、他の市町村教育委員会が実施した結果について精査を行い、問題はないとの説明を受けた。

春日井市教育委員会が本件に関わった会議で一人一人から個別に聞き取り調査をしなかつたことについては、大変遺憾であり、事の重要性を把握していないとしか言いようがない。しっかりと反省し、再びこういう事が起きないよう再発防止を図る必要があるため、県教育委員会もしっかりと対応してもらいたい。

また、贈答品等の受け取り調査についての新聞報道があり、愛知県も該当していた。今後は、今回のようなことを二度と繰り返さないようにするためにも、個別の聞き取りを含めた調査を確実にできるような方法を検討し、県教育委員会から市町村教育委員会に対し、徹底指導をしていただきたい。

請願第3号 教育改善・「教科書で教える」を正しく教師に理解させることについて  
の請願

平松教育長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(則竹委員)

請願項目(1)では、「教科書で教える」ことの正しい理解とその実践が挙げられているが、教育の分野において、「教科書で教える」とは具体的にどの

ようなことなのか。また、学校での取組の現状はどのようか。

(柵木義務教育課長)

教科用図書検定基準に基づき検定に合格した教科書は、文部科学大臣が適切と認めたものであり、教育基本法や学習指導要領の目標に合致し、子どもが多面的・多角的に考察することができるよう特定の事項や事象に偏ることなく記述され、発達段階を考慮した内容となっているものと考えている。

各学校では、検定済の教科書を中心に、教員が教科書の内容を一方的に教えることのみに留まることなく、教員の創意工夫により適切な教材を活用しながら学習指導が現在進められている。具体的には、子どもに身に付けさせたい力を明確にした上で、習得した知識・技能を実際に活用するところまでの育成を視野に入れ、教科書等の教材を活かした体験的、また、子どもたちが見つけた問題を解決していくような学習を取り入れ、子どもたちが能動的に学ぶ授業を進めていくよう努めている。

したがって、「教科書で教える」という点については、こういった意味で子どもや地域の実態に応じて各学校で実践されているものと考えている。

(廣委員)

請願者は、「肚を鍛える教育」、「感性を研く教育」、「『恩』の一文字を理解する教育」という「真の教育三本柱」を展開することを求めているが、この点に対する県教育委員会事務局としての考え方を述べていただきたい。

(柵木義務教育課長)

子どもの生きる力を一層育むことを目指し、確かな学力、豊かな心、健やかな体の知・徳・体をバランスよく育てることを重視した取組が、各学校において現在行われている。

請願にある「肚を鍛える教育」、「感性を研く教育」、「『恩』の一文字を理解する教育」についても、表現は異なっているが、道徳や特別活動の時間を中心にして、学校教育全体で強い意志、豊かな心、感謝の気持ち等を育む取組が、これまでも継続的に展開されてきているところである。

したがって、「真の教育三本柱」に類する取組についても、現在、学校教育において、各学校の実態に応じて実践されているものと考えている。

(松本委員)

請願項目の中に、教育及び教師という職業の重要性に関する内容があるが、教員が自己の使命と職責の重要性を自覚し、遂行に努めることは大変重要であると考えるが、県教育委員会は、そのためにどのような取組をされているのか。

(柵木義務教育課長)

教育基本法第9条に、「教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない」と示されている。

その使命と職責の重要性を自覚させ、指導力の向上を図るため、経験年数等に応じた研修の機会を適切に設けている。また、各市町村教育委員会や各学校での研修等を奨励し、指導力を高める取組を進めているところでもある。

子どもの「生きる力」を育むためには、教員自身が、「教科書で教える」とや道徳教育を充実させるために学び続けていく必要性がある。そうすることと豊かな人間性を身に付け、今後も保護者や地域住民等に信頼される教員としてふさわしい指導力を高める取組を充実させてまいりたいと考えている。  
(佐藤委員)

請願者とは、日本の教育の向上という目的という面では共有できると考えているが、請願にある「教科書で教える」、「真の教育三本柱」等については、表現が異なる部分はあるものの、現在、各学校において実践されているものと考えている。

また、保護者への対応を含め、教員の使命と職責の重要性の自覚の促し方、資質の向上を目指す取組についても、請願者の目指すレベルからは遠いかもしれないが、着実に積み重ねられていると判断している。

## 7 議案

平松教育長が各委員に諮り、第26号議案 公立学校長の人事については人事案件であるため、非公開にて審議することとした。

### 第26号議案 公立学校長の人事について

非公開において審議されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。

### 第27号議案 愛知県指定文化財の指定について

野村文化財保護室長が、愛知県指定文化財の指定について請議。

平松教育長が各委員に諮り、全会一致により原案どおり可決された。

## 8 協議題

平松教育長が各委員に諮り、協議題 愛知県体育施設及び社会教育施設条例の一部改正については地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づく事前協議であるため、非公開において審議することとした。

### 協議題 愛知県体育施設及び社会教育施設の一部改正について

非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。

## 9 その他

なし

## 10 特記事項

- (1) 平松教育長が今回の会議録署名人として佐藤委員を指名した。
- (2) 今枝正晴氏から、教育改善・「教科書で教える」を正しく教師に理解させることについて、口頭陳述したい旨の申し出があり、平松教育長が、前回会議録の承認後、5分以内に限り口頭陳述することを許可した。
- (3) 傍聴人 2名